

湖北広域だより



令和4年4月 第33号

▲センターホームページ
QRコード

編集・発行／長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター 業務課
TEL 0749-62-7143 FAX0749-65-0245 URL <http://www.kohoku-kouiki.jp/>
構成自治体(令和4年3月1日現在人口) 長浜市 115,626人 米原市 38,105人 合計 153,731人



センターでは毎年、長浜市・米原市内の小学4年生を対象にごみの減量化やリサイクルに関するポスターを描いていただき、コンクールを実施しています。令和3年度は、合計85点のご応募があり、いずれも力作ぞろいでした。

最優秀賞

地球の未来を かんガエル



カ石 樹鍊さん(米原市立山東小学校)

***** 目 次 *****

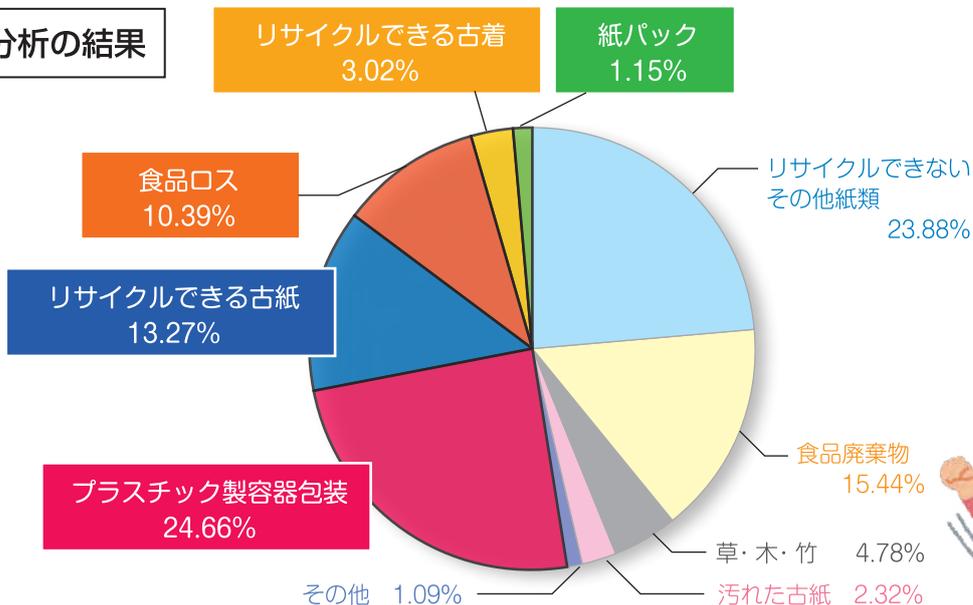
「ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール最優秀賞作品」	1 P
「ごみ質分析の結果」 「食品ロスとは」	2 P
「あなたの食べきり度をチェックしよう!」 「なぜごみを減らさないといけないの?」	3 P
「センターから集積所に関してのお願い」 「事業系ごみの展開検査を行っています」	4 P
「クリーンプラントへの毎月第4日曜日と年末のごみの持ち込みは事前予約制です」	5 P
「新一般廃棄物処理施設整備運営事業」	5 P
「環境影響評価について」	6・7 P
「人事行政の運営等の状況について」	8・9 P
「令和2年度の決算報告」	10 P



ごみ質分析の結果

毎年、センターでは管内の集積所からクリスタルプラザへ持ち込まれた可燃ごみの組成分析を実施しています。その結果、収集されたごみの中には、資源ごみとしてリサイクルできるものや食品ロスがおおよそ半分を占めていることがわかりました。

ごみ質分析の結果



しっかりと分別すれば、
半分近く可燃ごみは減ります



■食品ロスとは

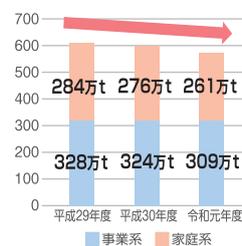
まだ食べられるのに捨てられた食品のことで、日本全体では年間約570万 tになります。(令和元年度推計値)

大きく分けると事業系食品ロスが54%、家庭系食品ロスが46%となっています。日本人の1人当たりの食品ロス量は1年で約45kgで、毎日お茶碗1杯分のごはんを捨てているのに近い量になります。

近年、食品ロスの問題が取り上げられるようになり、減少傾向ではありますが、まだまだ全体量が多いのが現状です。



食品ロスの推移



■家庭からの食品ロスはどのようにしてできるの？

1. 食べ残し

食卓に並んだ食品のうち、食べられずに捨てられたもの



2. 直接廃棄

消費期限や賞味期限切れなどで、手つかずのまま捨てられたもの

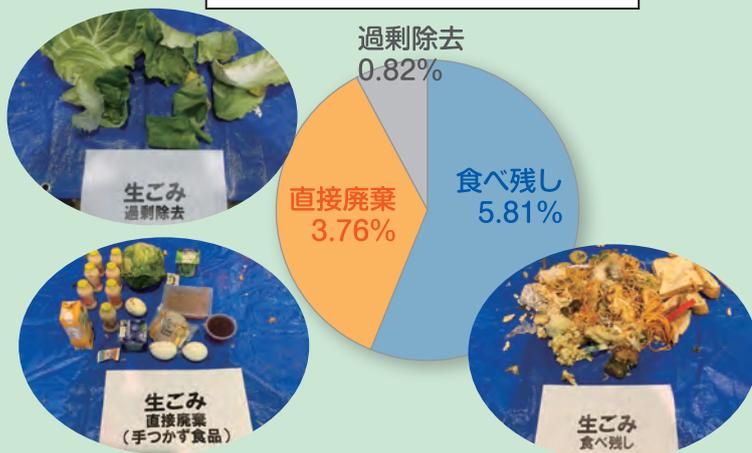


3. 過剰除去

厚くむき過ぎた野菜の皮など、食べられる部分まで捨てられたもの



センターの食品ロスの内訳





あなたの食べきり度をチェックしよう!

【家庭編】

- 買い物の前に**冷蔵庫**をチェックしている
- バラ売り、量り売り、少量パックを利用し、**必要な分だけ**買っている
- 食材を有効に活用する**レシピ**を学ぶなど、食材を上手に使い切っている
- 家族の予定を把握し、**作り過ぎないよう**にしている
- 消費期限**と**賞味期限**の意味を正しく理解している
- 好き嫌いなく**残さず**食べている
- 食べきれなかったものは他の料理に**リメイク**や**冷凍保存**している
- すぐに食べるものは**割引商品**や**賞味期限の近いもの**を購入する



【外食編】

- 食品ロス削減に積極的に取り組んでいるお店を選ぶ
- 小盛りメニューやハーフサイズを活用し、**食べられる量だけ**注文する
- どうしても残ってしまった料理は、お店と相談して**持ち帰る**ことを検討する

TAKE OUT



あなたはいくつあてはまりましたか？

一つでも多くチェックがつくように、日ごろから食品ロスに取り組んでいきましょう！



なぜごみを減らさないといけないの？

① 地球環境を守るため

ごみの運搬時、焼却時には二酸化炭素などの温室効果ガスが発生します。温室効果ガスは地球温暖化の原因となる物質です。日本でも二酸化炭素の排出を出来るだけ抑え、持続可能な社会の実現に向け取り組んでいます。



② ごみを処理するのに多額の費用（税金）がかかるから

可燃ごみの場合、集積所に出されたごみは収集車で収集され、クリスタルプラザに運搬されます。毎日集められたごみはいったんごみピットに貯留され、異なるごみ質のごみを攪拌し、24時間絶え間なく燃やし続けます。その際に有害なガスが発生しないように薬品を投入し、無害でクリーンな空気を排出しています。10kgの可燃ごみを処理するのに約197円の費用がかかっています（収集運搬費を除く）。ごみを処理するために必要な費用はみなさんの税金などでまかなわれています。

③ 最終処分場には限界があるから

ごみを燃やしたら何もかもなくなるわけではありません。10kgの可燃ごみを燃やしたら約1kgの灰が残ります。（体積は20分の1、重さは10分の1になります）その灰は、お金を払って大阪湾へ運び埋め立てをしています。燃やすことのできない不燃ごみは、ウイングプラザ（米原市番場地先）と余呉一般廃棄物最終処分場（長浜市余呉町中河内地先）に埋め立てをしています。最終処分場は無限にいくらでも埋め立てができる場所ではありません。現在埋め立てしている最終処分場がいっぱいになったら、新たな場所での最終処分場を建設しなければなりません。ごみを処分するには、埋め立てる場所でのお金（税金）がかかっています。

『物を買う前には“本当に必要なものなのか”

ごみを捨てる前には“本当に不要なのか”“リサイクルできないのか”を一度立ち止まって考えてみてください！！』

～物があふれ、安価で何でも手に入り、ワンクリックで簡単に購入できる時代だからこそ、本当に必要なものを必要な分だけ購入し、物を大切にすることの重要性を再度確認してください。～



本当に必要なものだけを
買いましょう！



しっかりと分別して
ごみを出しましょう！





センターから 集積所に関するお願い

集積所は現在、長浜市・米原市合わせて約**2,480箇所**あり、その一つ一つを週に2回収集しています。近年、新興住宅地の開発や新築アパートの建設に伴い小規模な集積所の設置が増えている一方、過疎化の進む地域では空き家が増え集積所の利用者が少なくなっています。結果として、一か所に出るごみの量は少量でも均一に同じ対応が必要のため収集に要する時間が増えています。近い将来、集積所が増え続ければ、現在の収集体制では立ち行かなくなるため、収集体制の見直しや新たなごみ収集車の購入、人員の確保が必要となってきます。

【現在の収集体制】※五十音順

可燃・不燃ごみ収集運搬委託業者(15台)

(有)新井商会/㈱テックアシスト/有)豊田商店/㈱日の丸清掃社/㈱ライフリリーフ

資源ごみ収集運搬委託業者(14台)

㈱テックアシスト/㈱ハウステクノ関ヶ原/橋本クリーン産業㈱/㈱ライフリリーフ

粗大ごみ収集運搬委託業者(2台)

湖北環境協同組合



住民のみなさまへのお願い

- ▶ しっかりとごみの分別をして集積所へ出してください。
- ▶ 出来るだけごみの減量化をお願いします。(生ごみの水切りも)

自治会のみなさまへのお願い

- ▶ 利用者の少ない集積所の統合が出来ないか検討をお願いします。
- ▶ 町内に新たな住宅地やアパートが出来た際には既存の集積所と共有出来ないか検討をお願いします。

アパートのオーナーさまへのお願い

- ▶ 新規の集積所ありきではなく、自治会との集積所共有や許可業者への収集委託の検討をお願いします。



事業系ごみの展開検査を行っています

クリスタルプラザに持ち込まれた可燃ごみの中に不適物が混ざっていないかを確認するため、随時展開検査を行っています。分別が不十分であったり、産業廃棄物などの持ち込みが出来ないごみがあった場合は、持ち帰りの措置や指導を行うことでごみの正しい分別の啓発をしています。

センターが許可した業者に収集・運搬を依頼している事業者についても適正に分別をしていただきますようお願いいたします。

不適物とは・・・

燃やせるごみの中に混入している燃やせないごみ
新聞紙やダンボール、空き缶やビンなどのリサイクル可能な資源ごみ

■検査の様子



■不適物の例



ダンボール



新聞紙



空き缶・びん



ペットボトル等

クリーンプラントへの毎月第4日曜日と年末のごみ持ち込みは 事前予約制です

(不燃・粗大ごみ処理施設)

※クリスタルプラザ及び伊香クリーンプラザは、これまでどおり予約なしで持ち込めます

◎予約方法

電話で予約してください。

事前予約専用番号 **0749-74-1300**

◎予約受付日時

※第4日曜日の場合

○当該月の1日～第4日曜日の2日前まで
(土日祝日は除く)

○受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

◎予約時に必要な情報

- ①ごみの出た場所の住所
- ②持込者の氏名、住所、電話番号
- ③持ち込み希望時間
- ④ごみの種類 等

◎持ち込み時に必要な情報等

- ①受付番号（予約時にお伝えします。）
- ②持込者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）
- ③ごみの出た場所の住所がわかる書類（公共料金の通知書等）
※持込者の住所とごみの出た場所が異なる場合

◎注意事項（必ずご確認ください）

- ①クリーンプラントへ持ち込めるごみ：長浜市（※木之本、余呉、西浅井地域を除く）と米原市から発生した家庭系一般廃棄物の不燃ごみと粗大ごみに限ります。※伊香クリーンプラザへお持ち込みください。
- ②持ち込み回数（台数）：1世帯につき、1日最大2回（台）まで。
- ③聴覚や言語にしょうがいのある方、外国人の方：ファックス（日本語のみ）で予約ができます。
【予約時に必要な情報】とご自宅のファックス番号を記載のうえ、【予約受付日時】の期間にファックスしてください。

その他の注意事項もありますので、センターホームページをご覧ください。



▲English translation



▲Tradução portuguesa



▲Traducción Española

センターホームページ▶
問い合わせ先：クリーンプラント
電話：0749-74-3377
FAX：0749-74-3376



➤ 新一般廃棄物処理施設整備運営事業

【特定事業の選定及び公表について】

新一般廃棄物処理施設整備運営事業については、PFI 事業に基づき民間事業者自らが新施設を設計・建設し、施設の維持管理運営を行う BTO 方式により実施する方針とし、令和4年1月11日にその方針を定め公表を行いました。センターでは、実施方針に対する民間事業者からの意見等の聴取を行い、本事業を特定事業として選定するための客観的評価を下記のとおり行います。

<定性的な評価>

1. 民間事業者の創意工夫の発揮によるサービス水準の向上
2. 複層的なモニタリングによる事業への安心感
3. リスク分担の明確化による事業の安定運営
4. 財政負担の平準化と適正な維持管理

<定量的な評価>

センターが自ら実施する場合と PFI 事業により実施する場合の財政負担の縮減

<リスクの評価>

リスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制ができる

総合評価

- ・センターの財政負担の縮減が期待できること
- ・公共サービスの水準の向上が期待できること
- ・リスクの顕在化抑制及び被害額抑制による安定した事業運営が期待できること

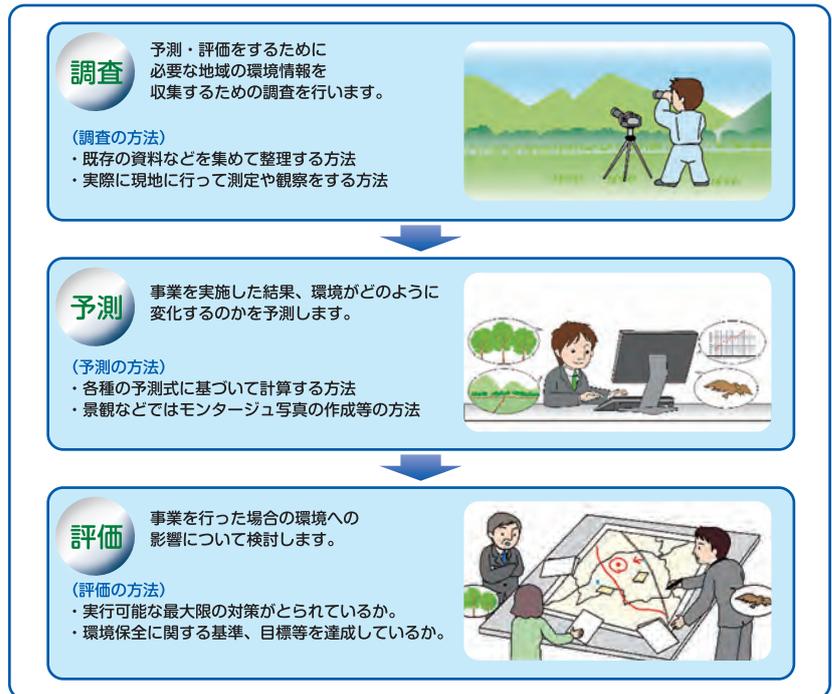
以上の総合評価の結果により、センターは本事業を特定事業として実施することが適当であると認められた場合、PFI 法第7条に基づく特定事業として選定します。なお、特定事業選定後は、PFI 事業として事業者募集公告を行う予定です。

詳細については、センターホームページ(<http://www.kohoku-kouiki.jp/>)をご覧ください。

環境影響評価について（新一般廃棄物処理施設整備事業）

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業が環境に与える影響を調査・予測・評価することで、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度です。

センターでは、新一般廃棄物処理施設整備運営事業として、新たな焼却施設、リサイクル施設及び汚泥再生処理センターの整備を進めるにあたり、令和元年度から令和3年度までの間、「滋賀県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価を実施しました。



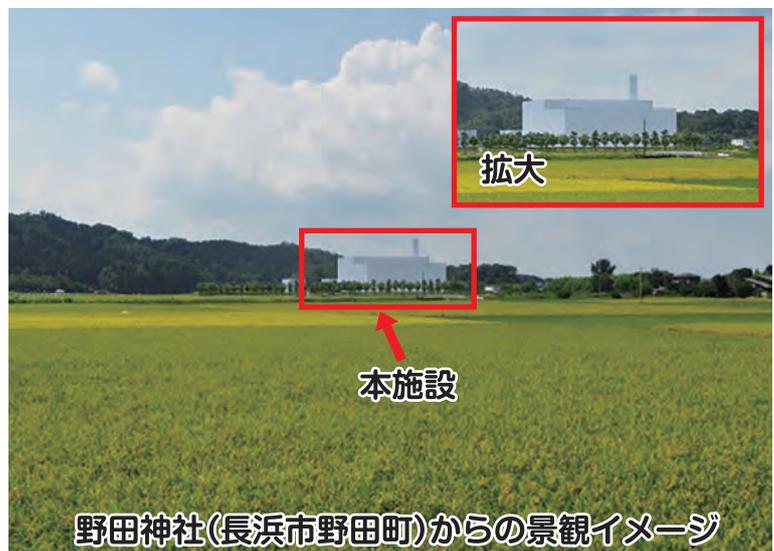
環境影響評価制度には、「配慮書」⇒「方法書」⇒「準備書」⇒「評価書」の4つの段階があります。各手続き段階において、作成図書の公告・縦覧および住民説明会を実施し、いただいたご意見を踏まえ、今回、「**環境影響評価書**」を作成しました。

【環境影響評価図書の公告・縦覧、住民説明会の実施経過】

手続き段階	公告・縦覧	住民説明会
配慮書	令和元年8月6日～9月5日	
方法書	令和元年12月17日～令和2年1月16日	令和2年1月11日（昼・夜）
準備書	令和3年5月21日～6月21日	令和3年5月29日（昼・夜）

【環境影響評価の結果について】

本事業の実施が環境に及ぼす影響として、「**大気質、騒音、超低周波音、振動、悪臭、水質、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス、文化財および伝承文化（14項目）**」について、現地調査結果および施設計画等を踏まえて影響の予測を行うとともに、環境保全措置の検討を行い、本事業実施による影響の評価を行いました。



野田神社(長浜市野田町)からの景観イメージ
 (※施設形状は想定イメージであり、詳細は今後の実施設計で検討します。)

<主な予測結果>

■ **大気質（煙突排ガス）**：供用後の煙突排出ガスによる大気質の長期予測（年平均値）の結果は、最大着地濃度地点（事業実施区域南東側約 400mの位置に出現）において、環境基準等の環境保全目標値以下となると予測しました。

ダイオキシン類を例とし、下記に各予測地点における予測結果を示します。

【ダイオキシン類の長期予測結果（焼却施設の影響：年平均値）】

(単位：pg-TEQ/m³)

予測地点	寄与濃度*1	バックグラウンド濃度*2	予測結果	環境基準
1. 対象事業実施区域近傍	0.00010	0.0054	0.0055	0.6以下
2. 大依公会堂	0.00014	0.0059	0.0060	
3. 八島公会堂	0.00008	0.0061	0.0062	
4. 田根小学校	0.00006	0.0066	0.0067	
5. 木尾町運動場	0.00024	0.0055	0.0057	
6. 最大着地濃度地点	0.00132	0.0066	0.0079	



※ 1：寄与濃度とは、施設からの影響による濃度の最大値です。 ※ 2：バックグラウンド濃度とは、施設が稼働していない現時点の濃度です。

■ **動植物、生態系**：現地調査の結果、対象事業実施区域およびその周辺において、下記の写真に示すような重要な種（滋賀県レッドデータブックに記載種など）が確認されました。

これらの種の一部については、工事による生息地の消失または縮小があるものの、その影響の程度は小さいものと予測しました。



<影響評価の結果>

影響の予測を行った項目については、**工事中および供用後において適切な環境保全措置を実施**することで、いずれも環境の保全に係る基準または目標との整合性は図られるとともに、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されることから、**環境保全への配慮は適正であると評価**しました。

<環境影響評価書の縦覧の実施>

今回作成した環境影響評価書を、以下のとおり縦覧しています。

縦覧期間

令和 4 年 3 月 22 日(火)～4 月 21 日(木) (各縦覧場所の執務時間内)

縦覧場所

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1)滋賀県 総合企画部 県民活動生活課県民情報室 | (2)滋賀県 湖北環境事務所 |
| (3)長浜市 市民生活部 環境保全課 | (4)長浜市 市民生活部 浅井支所 |
| (5)米原市 市民部 自治協働課 | (6)湖北広域行政事務センター 事務局 |

※湖北広域行政事務センターホームページ上でも公表しています。

人事行政の運営等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	管内人口 (令和2年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2年度	154,899人	5,695,347千円	287,099千円	368,469千円	6.47%	11.84%

※人件費には、管理者、副管理者、議員、各種委員などの特別職に支給される報酬、共済費を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	35人	134,495千円	36,320千円	56,805千円	227,620千円	6,503千円

※給与費は、普通会計（一般会計）の当初予算に計上された額（退職手当除く）で、管理者、副管理者、議員、各種委員、会計年度任用職員の報酬などは含みません。

2 職員の給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）（注）

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.7歳	320,776円	397,533円
技能労務職	52.0歳	310,533円	358,043円

- 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		内容		国	
		初任給	採用2年後の給料額	初任給	採用2年後の給料額
一般行政職	上級	188,700円	199,900円	182,200円	193,900円
	初級	154,900円	164,700円	150,600円	158,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況（令和3年4月1日現在）

職種	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事級の職務	2人	7.7%
2級	主事級の職務	4人	15.4%
3級	主査級の職務	2人	7.7%
4級	係長級の職務	7人	26.9%
5級	課長補佐級の職務	2人	7.7%
6級	課長級の職務	8人	30.8%
7級	部長級の職務	1人	3.8%

(注)

- 1 湖北広域行政事務センターの給与条項に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
3 再任用職員を除いた職員数です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和3年4月1日現在）

令和2年度決算	支給実績		59,268千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		1,140千円
内容			備考
	期末手当	勤勉手当	国の制度と同じ
6月期	1.275月分	0.950月分	
12月期	1.275月分	0.950月分	
計	2.550月分	1.900月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり			

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

内容			備考
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	国の制度と同じ
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特定措置(2%~4.5%加算)			

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給額の算出方法		給与と扶養手当の合計額に支給率を乗じたもの	国の制度(支給率)
支給率		3.0%	3.0%
支給対象職員		正規職員および会計年度任用職員	国の制度では、地域ごとに0~20%の範囲で支給率を定めています。
令和2年度決算	支給実績 支給職員1人当たり平均支給年額	5,121千円 98千円	

(4) 時間外勤務手当

令和2年度決算	支給実績		7,436千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		191千円
令和元年度決算	支給実績		7,195千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		180千円

(5) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

令和2年度決算	支 給 実 績		5,871千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		120千円
	職員全体に占める手当支給職員の割合		94.23%
手当の名称	支給対象施設	支給対象職員および業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	クリスタルプラザ・第1プラント クリーンプラント・伊香クリーンプラザ	技術管理者	月額7,000円
		自動車運転手・環境整備員	日額1,200円

(6) 扶養手当 (令和3年4月1日現在)

令和2年度決算	支 給 実 績		3,971千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		209千円
内 容			備 考
子(満22歳年度末まで)		10,000円/人	国の制度と同じ
※満15歳年度末の翌日から満22歳年度末までの子の加算		5,000円/人	
配偶者・その他の扶養親族		6,500円/人	

(7) 住居手当 (令和3年4月1日現在)

令和2年度決算	支 給 実 績		576千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		288千円
内 容			備 考
借家(最高限度額)	28,000円	国の制度と同じ	

(8) 通勤手当 (令和3年4月1日現在)

令和2年度決算	支 給 実 績		3,011千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		68千円
内 容			備 考
交通機関利用者 55,000円以下の場合、全額を支給 自動車等利用者 通勤距離に応じて2,000円~31,600円 支給 (2km未満は支給なし)			国の制度と同じ

(9) 管理職手当 (令和3年4月1日現在)

令和2年度決算	支 給 実 績		9,747千円
	支給職員1人当たり平均支給年額		750千円
内 容			
		部長級	74,400円~83,100円
		課長級	57,200円~65,400円
		副参事級	49,300円~57,200円

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当	
給 料	管 理 者	580,000円	6月期 1.675月分	/ 12月期 1.675月分
報 酬	議 員	7,000円	-	

6 職員数等の状況

(1) 職員数の状況(各年4月1日現在)

	職 員 数		対前年 増減数	主な増減の理由
	令和3年	令和2年		
合 計	35人	35人	0	-

(2) 採用の状況 (令和2年4月1日現在~令和3年3月31日現在)

	採用者数		
	男	女	合 計
一般行政職	0人	0人	0人

(3) 退職の状況 (令和2年4月1日現在~令和3年3月31日現在)

定年	希望	死亡	懲戒免職	普通等	計
1人	0人	0人	0人	0人	1人

(4) 職員の分限および懲戒処分の状況 (令和2年度)

- ①分限処分者数 心身の故障 休職 1名
②懲戒処分者数 該当ありませんでした。

7 公平委員会業務の状況 (令和2年度)

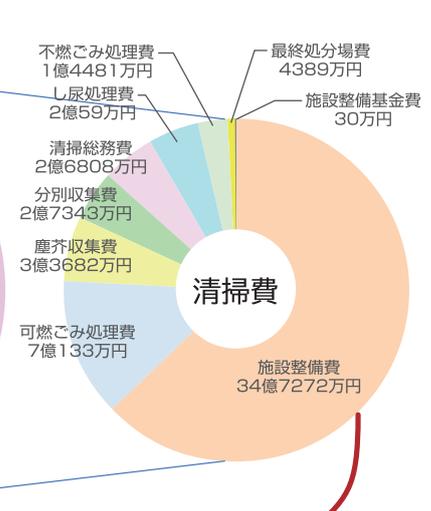
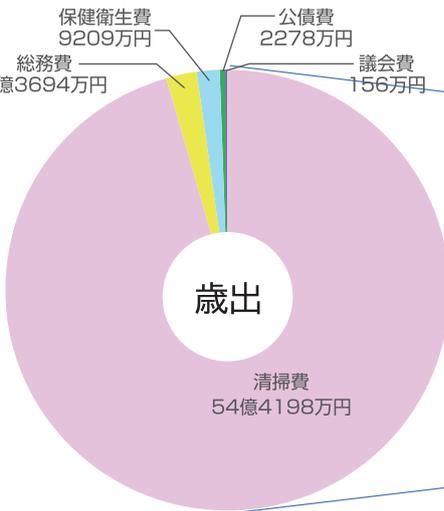
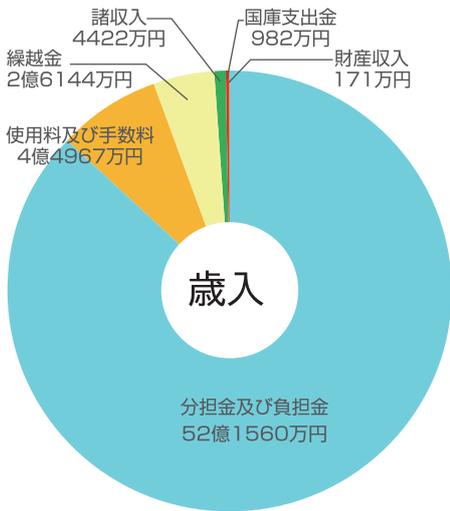
勤務条件に関する措置の要求件数	-
不利益処分に関する不服申し立て件数	-

令和2年度の決算報告

令和2年度の決算状況について公表します。構成市（長浜市・米原市）からの負担金やごみ処理手数料がどのように使われ、センターの業務に活かされているのかをお知らせします。
 ※計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計や差引が合わない場合があります。

歳入総額 59億8245万円

歳出総額 56億9535万円



歳入内訳 59億8245万円

分担金及び負担金 52億1560万円 長浜市・米原市からの負担金	使用料及び手数料 4億4967万円 斎場使用料、搬入手数料、指定袋売上手数料など	繰越金 2億6144万円 前年度から繰り越したお金
諸収入 4422万円 資源ごみ売払収入、有価物売却収入など	国庫支出金 982万円 施設整備事業への国からの補助金	財産収入 171万円 土地貸付収入など



令和2年度に整備し、令和3年4月から供用を開始しました。

歳出内訳 56億9535万円

総務費 1億3694万円 会計・人事事務経費、総務関係職員給与費など	保健衛生費 9209万円 火葬場の運営に係る経費	公債費 2278万円 施設整備などのために借り入れたお金の返済	議会費 156万円 議員の報酬や議会の運営経費
---	---------------------------------------	--	--------------------------------------

清掃費 54億4198万円	施設整備費 34億7272万円 新施設建設に係る経費	可燃ごみ処理費 7億133万円 可燃ごみの処理に係る経費	塵芥収集費 3億3682万円 可燃・不燃・粗大ごみの収集に係る経費	分別収集費 2億7343万円 資源ごみの収集、中間処理に係る経費	清掃総務費 2億6808万円 清掃関係職員給与費
し尿処理費 2億59万円 し尿の処理に係る経費	不燃ごみ処理費 1億4481万円 不燃ごみ・粗大ごみの処理に係る経費	最終処分場費 4389万円 不燃物の最終処分に係る経費	施設整備基金費 30万円 施設整備基金の運用益		